

特定非営利活動法人 イー・ドリームズ 定款

(2000年7月31日成立)

(最終改正 2009年12月24日認証)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 イー・ドリームズ という。

2 この法人の英文法人名は、e-dream-s とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府吹田市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、グローバル化と情報化の急速な進行によって大きく変貌を遂げようとする21世紀の社会において、(a) 教育がその重要性をますます高め、(b) 新しい教育理念の構築が求められ、(c) 教育内容とその伝達方法の再定義が緊急の課題となる、と言う考え方にに基づき、(1)教育支援事業、(2)教育改革提言事業、および(3)教育ネットワーク事業により、国内外の教育の質の向上を通じて、日本及び国際社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表

- ・第 2号 (社会教育の推進を図る活動)
- ・第 9号 (国際協力の活動)

を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ①教育支援事業
- ②教育改革提言事業
- ③教育ネットワーク事業

(2)その他の事業

- ①教材開発・制作の企画、請負及び販売事業
- ②講演、研修などの企画、請負及び主催事業
- ③人材派遣事業

- 2 その他の事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

①正会員

この法人の趣旨に賛同して入会した個人又は団体。

②賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

③名誉会員

この法人に功労のあった者で、理事会において推薦された個人又は団体。

- 2 前項の他に理事会において、その他の会員の種別並びにその会費等を定めることができる。

(入 会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
- ① 個人の死亡、または会員である団体が消滅した時。
 - ② 正当な理由なく会費を1年以上納入しない時。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席者の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 3名以上20名以内
- ② 監事 1名以上3名以内

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において会員（団体にあつてはその代表者）の中から選任する。

2 監事は、理事及びこの法人の職員を兼任することはできない。

3 理事のうち、次の役職者を選任する。

- ① 代表理事 1名
- ② 副代表理事 1名

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはいけない。

(理事の職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は次に掲げる職務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。

- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は大阪府知事に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期及び欠員補充)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第18条 この法人は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代表理事の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総 会

(総会の構成)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業報告及び収支決算
- ⑤ 役員を選任または解任、職務及び報酬
- ⑥ 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑦ 入会金及び会費の額
- ⑧ その他理事会において庶務処理上重要であると認め付議された事項。

(総会の開催)

第21条 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認めたとき。
- ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。
- ③ 監事が第14条第4号の規定により招集したとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス、電子メール等をもって、すくなくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会においては、この定款に他に定めがない限り正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法(大阪府条例で定めるものをいう。)をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わるることができない。

(会議の議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

①日時及び場所

②正会員の現在数

③出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること)

④審議事項及び議決事項

⑤議事の経過の概要及びその結果

⑥議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

- 第28条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- ① 収支予算及び事業計画の決定。
 - ② 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - ③ 総会に付議すべき事項。
 - ④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

- 第29条 理事会は、毎事業年度2回以上、代表理事が招集する。
- 2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、代表理事は、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的及び審議事項を記載した書面、ファックス、電子メール等をもって、開催日の3日前までに通知しなければならない。但し、全役員の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。
- 4 監事はその業務執行上必要あるときは、理事会の招集を請求することができる。

(理事会の議事)

- 第30条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。但し、代表理事に支障があるときは、副代表理事又は代表理事が指名する理事がこれにあたる。
- 2 理事会の議事は、理事現在数の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 監事は理事会に出席して意見を述べるができるものとする。
- 4 理事会の議事については、事務局において議事録を作成する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- ① 財産目録に記載された財産
 - ② 寄付金品および助成金
 - ③ 入会金及び会費
 - ④ 事業に伴う収入

- ⑤ 財産から生ずる収入
- ⑥ その他の収入

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- ①特定非営利活動に係る事業
- ②その他の事業

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、代表理事が管理する。

- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第34条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- ①特定非営利活動に係る事業
- ②その他の事業

(事業計画及び予算)

第35条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事会で決定する。但し、事業年度開始までに、収支予算が決定されないときは、前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

(予備費の設定および使用)

第36条 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第37条 代表理事は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(長期借入金)

第38条 この法人が資金の借入れをしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ①総会の決議
- ②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③正会員の欠亡
- ④合併
- ⑤破産
- ⑥大阪府知事による認証の取り消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の解散のときに有する残余財産は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人の中から、解散を決定する総会において決定するものに帰属させるものとする。

第8章 事務局

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 職員は代表理事が任免する。
- 4 理事は職員を兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

第44条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 事務局は毎事業年度初めの3か月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- ① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書
- ② 役員名簿（前事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
- ③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
- ④ 前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）及び住所または居所を記載した書面

(閲覧)

第45条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9章 雑 則

(公 告)

第46条 この法人の公告は官報においてこれを行う。

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。